

## 資料3

平成 15 年 10 月 28 日  
厚生労働省 社会・援護局  
障害保健福祉部 障害福祉課

### 居宅生活支援サービスの利用状況調査の結果について（仮集計値）

本調査は、支援費制度施行に伴う居宅生活支援サービスの利用状況を把握するとともに、厚生労働省の「障害者（児）の地域生活支援の在り方に関する検討会」での検討に資するため、全国の自治体を対象として実施したものである。

全数分については集計及び精査中であるが、今般、有効回答が得られた自治体分を取りまとめたので報告する。

調査対象：47 都道府県 3,201 市町村（1 広域連合含む）

回答数：47 都道府県 3,192 市町村

#### 1 人口 (人)

住民基本台帳人口
127,780,391

回答数：3,192 市町村

#### 2 障害者数 (人)

身体障害者	知的障害者	児 童
4,198,334	460,780	247,350

回答数：3,192 市町村

(注1) 各市町村が手帳発行台帳等で把握している数であり、必ずしも実数とは限らない。

(注2) 各市町村によって、把握している時点が異なる。

(注3) 重複障害者の場合は、いずれか1つに記入している。

#### 3 居宅生活支援費支給決定者数・利用者数 (人)

支給決定者数 (平成 15 年 4 月末時点)	利用者数 (平成 15 年 4 月分)
192,250	116,953

回答数：3,191 市町村

#### 4 居宅介護支援費（ホームヘルプサービス）の支給決定・利用状況（平成15年4月分）

##### (1) 法区分別、サービスの類型別支給決定の状況

法区分	サービスの類型	支給決定があつた市町村数	支給決定者数 (延人数)	支給決定 時間数	一人当り 支給決定量 (時間/月)
身体障害者	身体介護	2,070	20,740	1550,396	31.4
	家事援助	2,050	23,298	469,559	20.0
	移動介護(身体介護併用)	880	10,160	342,060	32.2
	移動介護(身体介護併わない)	773	11,263	339,201	31.7
	日常生活支援	326	3,306	63,120	190.7
知的障害者	身体介護	981	11,310	123,092	19.6
	家事援助	1,201	1,620	91,888	16.0
	移動介護(身体介護併用)	556	7,451	192,850	25.9
	移動介護(身体介護併わない)	700	11,784	305,885	26.0
児 童	身体介護	1,045	7,476	166,065	22.2
	家事援助	445	1,831	31,582	17.2
	移動介護(身体介護併用)	557	4,426	89,007	20.1
	移動介護(身体介護併わない)	418	2,876	47,380	16.5

回答数：3,180市町村

## (2) 法区分別、サービスの類型別利用の状況

法区分	サービスの類型	利用者数 (延人数)	利用時間数	一人当たり利用量 (時間/月)
身体障害者	身体介護	18,729	380,415	20.3
	家事援助	20,464	279,635	13.7
	移動介護(身体介護併用)	6,436	148,507	23.1
	移動介護(身体介護併わない)	12,084	189,372	15.7
	日常生活支援	3,141	464,568	135.0
知的障害者	身体介護	6,199	43,941	13.7
	家事援助	2,080	38,425	12.9
	移動介護(身体介護併用)	2,541	38,380	14.5
	移動介護(身体介護併わない)	4,211	65,778	15.0
児童	身体介護	3,235	42,807	15.2
	家事援助	5,476	5,699	12.0
	移動介護(身体介護併用)	1,282	17,614	10.6
	移動介護(身体介護併わない)	608	5,390	8.9

回答数：3,180市町村

## 【参考】

平成13年度における全国のホームヘルプ サービスの一人当たり利用状況(平成15年1月調べ)		今回調査における全国のホームヘルプ サービスの一人当たり利用状況	
身体障害者・知的障害者(一般分)	17時間	身体障害者(身体介護)	20.3時間
		"(家事援助)	13.7時間
		知的障害者(身体介護)	13.7時間
		"(家事援助)	12.9時間
視覚障害者等特有のニーズをもつ者 うち、移動介護	17時間	身体障害者(移動介護・身体介護併用)	23.1時間
		"(移動介護・身体介護併わない)	15.7時間
		知的障害者(移動介護・身体介護併用)	14.5時間
		"(移動介護・身体介護併わない)	15.0時間
全身性障害者	43時間	日常生活支援	135.0時間

## 5 デイサービス支援費の支給決定・利用状況（平成15年4月分）

## (1) 法区分別、単価区分別支給決定・利用の状況

法区分	単価区分	支給 決定者数	支給 決定日数	利用者数	利用回数		利用日数	
					4時間 未満	4時間 以上		
身体障害者	区分1	9,098	94,284	6,877	4,092	51,387		
	区分2	7,934	67,570	5,928	5,640	33,806		
	区分3	12,205	89,113	9,083	12,457	33,140		
	入浴サービス					62,161		
	給食サービス					61,211		
	送迎サービス							
知的障害者	区分1	4,100	48,200	2,846		100		
	区分2	3,107	41,280	2,229	1,310	23,180		
	区分3	2,669	35,411	1,812	5,650	16,886		
	入浴サービス							
	給食サービス							
	送迎サービス							
児 童	10人以下						26,188	
	11人以上20人以下						22,945	
	21人以上	17,357	173,229	12,669			14,921	
	送迎サービス						15,722	

回答数：3,182市町村

## (2) 支給決定があった市町村数及び一人当たり支給決定・利用の状況

法区分	支給決定が あった市町村数	一人当たり支給決定量 (日/月)	一人当たり利用量 (日/月)
		平均	平均
身体障害者	1,352	11.6	5.0
知的障害者	1,014	13.3	11.0
児 童	1,406	10.0	4.8

回答数：3,182市町村

(注) 身体障害者及び知的障害者については、4時間未満の利用を0.5日、4時間以上の利用を1日として計上した。

## 6 短期入所支援費の支給決定・利用状況（平成15年4月分）

## (1) 法区別、支給決定の内容別支給決定・利用の状況

法区分	支給決定の内容	支給決定者数	支給決定日数	利用者数	利用日(回)数			
					宿泊	4時間未満	4時間以上 8時間未満	8時間以上
身体障害者	区分1 (うち遷延性意識障害者等加算)	1,402	59,631	1,949	1,250			
	区分2 (うち遷延性意識障害者等加算)	2,596	20,221	2,112	4,294			
	区分3 (うち遷延性意識障害者等加算)	1,165	8,371	1,144	1,184			
	遷延性意識障害者等加算のみ	11	163	11				
知的障害者	区分1 (うち重症心身障害者加算)	1,400	18,113	3,745	1,213	1,955	1,523	
	区分2 (うち重症心身障害者加算)	1,412	10,103	2,245	1,967	2,056	1,030	
	区分3 (うち重症心身障害者加算)	2,447	53,062	1,245	6,177	2,887	130	
	重症心身障害者加算のみ	653	9,715	1,144	1,171	279	172	
児童	区分1 (うち遷延性意識障害者等加算) (うち重症心身障害者加算)	13,366	44,187	3,925	5,311	5,695	1,714	
	区分2 (うち遷延性意識障害者等加算) (うち重症心身障害者加算)	8,445	55,681	1,923	2,227	2,001	730	
	区分3 (うち遷延性意識障害者等加算) (うち重症心身障害者加算)	3,435	21,771	619	2,204	799	213	
	遷延性意識障害者等加算のみ	5	40	0	11	11	4	
	重症心身障害児加算のみ	884	4,723	226	2,623	465	192	

回答数：3,173市町村

## (2) 支給決定があった市町村数及び一人当たり支給決定・利用の状況

法区分	支給決定があった市町村数	一人当たり支給決定量 (日/月)	一人当たり利用量 (日/月)
身体障害者	1,524	7.7	6.5
知的障害者	1,948	7.8	7.5
児 童	1,991	7.0	6.5

回答数：3,173 市町村

(注) 知的障害者及び児童については、日中受入れ4時間未満の利用を0.25日、4時間以上8時間未満の利用を0.5日、8時間以上の利用を0.75日として計上した。

## 7 知的障害者地域生活援助支援費の支給決定・利用状況 (平成15年4月分)

## 単価区分別支給決定・利用状況

支給決定があった市町村数	単価区分	支給決定者数	利用者数
2,187	区分1	6,527	17,286
	区分2	7,305	21,157

回答数：3,191 市町村

## 8 居宅生活支援事業所数 (平成15年7月1日現在)

サービス名	社会福祉協議会	社会福祉法人(社協除く)	医療法人	社団・財団	農協	生協	営利法人	NPO法人	その他	地方公共団体	指定事業所計	基準数
居宅介護等事業 (ホームヘルプサービス)	身体障害者	2,002	5,822	4,000	180	5	0	0	66	1,100	8,470	291
	知的障害者	1,200	583	2,022	310	2	0	0	18	1,000	6,737	195
	児童	1,015	1,125	1,111	125	1	0	0	20	1,000	5,882	174
	小計(構成比)	5,232	8,650	7,134	435	8	0	0	104	3,100	20,889	660
デイサービス事業	身体障害者	183	587	25	25	0	0	0	0	100	1,047	109
	知的障害者	42	374	0	63	1	0	0	0	59	593	71
	児童	4	191	8	3	0	0	0	0	10	193	84
	小計(構成比)	229	1,052	33	91	1	0	0	0	170	1,333	258
短期入所事業	身体障害者	25	308	17	5	0	0	0	0	53	385	
	知的障害者	51	2,400	10	9	0	0	0	0	10	2,514	
	児童	40	1,473	10	8	0	0	0	0	200	1,808	
	小計(構成比)	116	4,181	37	23	0	0	0	0	263	5,688	
地域生活援助事業 (グループホーム)	0	3,041	0	59	0	0	0	0	0	3,100		
合計(構成比)	7,524	15,700	8,180	1,640	9	0	0	104	3,100	31,704	918	

全国の都道府県、指定都市及び中核市の回答

平成15年10月28日

## 居宅生活支援サービスの利用状況調査の結果（仮集計値）のポイント

本調査は、平成15年8月に全国の自治体を対象に実施したものであり、今般各サービスの支給決定及び利用状況について、有効回答が得られた自治体分を取りまとめた。

調査結果のポイントは次のとおりであるが、全体の傾向は抽出分のまとめ（9月30日）とほぼ同様となっている。

### 居宅介護支援（ホームヘルプサービス）

(P2)

#### ○ 支給決定

支給決定があった市町村数を見ると、身体障害者の身体介護及び家事援助が多く、全市町村中の約65%で支給決定している。日常生活支援がもっとも少なく、全市町村中の10%となっている。

(P2・P3)

#### ○ 支給決定に対する利用実績

	延べ人数	時間数
身体障害者	81.2% (61,104人 / 75,223人)	56.1% (1,462,585時間 / 2,608,345時間)
知的障害者	42.3% (13,199人 / 31,182人)	26.0% (186,524時間 / 717,535時間)
児童(障害児)	34.0% (5,641人 / 16,609人)	20.2% (67,540時間 / 334,124時間)

支給決定に対する利用率(延べ人数)は、身体障害者が81%であるのに比べ、知的障害者は42%、児童は34%と低くなっている。

支給決定に対する利用率(時間数)は、身体障害者が56%であるのに比べ、知的障害者は26%、児童は20%と低くなっている。

(P3 参考)

- 措置制度下での平成13年度との1人当りの利用量を比較すると、一般分及び移動介護がほぼ同水準となっているのに比べ、日常生活支援は63%増となっている。

### デイサービス

(P4 上段表)

#### ○ 支給決定に対する利用実績（実人数）

身体障害者	74.9% (21,888人 / 29,237人)
知的障害者	69.7% (6,891人 / 9,888人)
児童(障害児)	72.9% (12,659人 / 17,357人)

支給決定に対する利用率は、身体障害者、知的障害者、児童の間での格差は見られず、約70～75%となっている。



## (P4 下段表)

## ○ 支給決定

支給決定があった市町村数を見ると、身体障害者が全市町村中の42%、知的障害者が32%、児童が44%となっている。

## 短期入所支援

## (P5)

## ○ 支給決定に対する利用実績（実人数）

身体障害者	22.8% (2,572人 / 11,272人)
知的障害者	22.3% (7,615人 / 34,139人)
児童(障害児)	25.6% (6,693人 / 26,135人)

支給決定に対する利用率は、居宅サービスの中でもっとも低い。

身体障害者、知的障害者、児童の間での格差は見られず、約20~25%となっている。

## (P6)

## ○ 支給決定

支給決定があった市町村数を見ると、身体障害者が全市町村中の48%、知的障害者が61%、児童が63%となっている。

## 知的障害者地域生活援助支援（知的障害者グループホーム）

## (P6)

## ○ 支給決定に対する利用実績（実人数）

96.7% (13,381人 / 13,836人)
---------------------------

支給決定に対する利用率は、居宅サービスの中でもっとも高い。

## (P6)

## ○ 支給決定

支給決定があった市町村数は、全市町村中の69%となっている。

## 居宅生活支援事業所数

## (P7)

## ○ 居宅生活支援事業所数

全国の事業所数は、都道府県知事等の指定する指定事業所が31,794か所、当該市町村が認めた基準該当事業所が918か所で、合わせて32,712か所となっている。

## (P7)

## ○ 指定事業所の運営主体

ホームヘルプサービス事業では、営利法人が38.8%ともっとも多く、次いで社会福祉協議会(26.4%)、社協を除く社会福祉法人(14.6%)となっている。

デイサービス事業では、社協を除く社会福祉法人が48.3%と半数近くを占め、次いで地方公共団体(25.9%)、社会福祉協議会(12.3%)となっている。

短期入所事業では、社協を除く社会福祉法人が85.0%を占め、また、グループホームでも社協を除く社会福祉法人が92.8%を占めている。